

令和5年5月9日

会員 各位

一般社団法人 愛知県臨床工学技士会
理事長 神戸 幸司

定款改訂に伴うご説明

謹啓

新緑の候、会員の皆さまにおかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当会の活動にご理解と多大なるご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、一般社団法人愛知県臨床工学技士会の定款改訂を第15回定時社員総会の第2号議案に提出させていただきました。

また、今回の改訂(案)での大きな要点である「代議員制度」について、会員の皆さまへご説明させていただきます。

謹白

代議員制について

一般社団法人愛知県臨床工学技士会は、会員数 1,343 名(令和 5 年 3 月 31 日現在)を持つ、全国でも 有数の規模を誇る地方技士会です。当会の活動内容は、各分野の学術セミナー開催、公益社団法人日本臨床工学技士会、中部臨床工学技士会連絡協議会をはじめとする、関連団体との連携、臨床工学技士の普及啓発活動など多岐にわたります。これらの活動は、理事会で事業計画を立案し、社員総会で決議に賛同いただいた上で運用しています。

社員総会は、一般社団法人の当会において重要事項を決定する「意思決定機関」であり、年に 1 回、毎年の事業年度終了後一定の時期に招集しなければなりません(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下法人法)(第 36 条 1 項))。社員総会の議決なしに、様々な活動を行うことはできません。社員総会成立には正会員の過半数の出席もしくは委任状の提出(法人法第 49 条 1 項)、定款変更には 3 分の 2 以上の議決が必要になります(法人法第 49 条 2 項)。しかし、近年では出席率や委任状の返信が低下しており、役員など当会関係者が社員総会開催直前まで会員の皆さまに、ご連絡し委任状の返送をお願いしているのが現状であります。

社員総会への出席率低下については、当会の周知不足も原因の一つとして挙げられますが、臨床工学技士に関係する急激な環境変化に対し、会員の皆さまからの意見を収集することで、活発に議論できる場が必要と考えています。そこで、会員の皆様の中から選挙にて「代議員」を選出し、その代議員が社員総会の構成員となる「代議員制」の導入を提案しました。

代議員の役割は、個人や法人がその役割を担っていた社員や議決権を持った会員の役割を代わります。そのため、基本的な役割は「社員総会に出席すること」と「社員総会において議決権を行使すること」の 2 つになります。また当会の役員も、代議員による選挙により選出されることとなります。

代議員制導入の趣旨をご理解いただき、当会の活動に引き続きご支援ご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上

代議員制度に関する質問と回答

質問1:代議員制度導入のメリット・デメリットを教えてください。

回答

【メリット】

社員総会における「決議の質の向上を目指せる」と、「運営の煩雑さを抑えることができる」の2点です。

「社員総会の決議の質の向上を目指せる」

当会の事業の運営の成否を分けるのは、刻々と変化していく社会情勢に迅速かつ正確に対応できるスピード力と意思決定の正確さだと考えております。言い換えるならば、事業の運営の成否は意志決定の質とタイミングが重要です。

従来では、至急対応すべき決議事項を社員総会で討議をする際においても数ヶ月の単位で時間を要しますが、代議員制度導入により決議を迅速に行うことが可能となります。

「社員総会の運営の煩雑さを抑えることができる」

社員総会は、年に1度の定時社員総会だけでなく、至急対応すべき決議事項に際し、臨時社員総会が実施される場合もあります。その際に、全会員など議決権を持つ者を招集せずに、会員を代表した代議員において社員総会を開催することができるため、社員総会の開催・運営の負担を抑えることが可能となります。

【デメリット】

社員総会で代議員が会員からの意見を間接的に発言するため、社員総会において必ずしも各会員の意見が反映されるとは限らないことなどが挙げられます。

質問2:代議員になるには、どのような会員が対象なのでしょう？また、代議員になるための会員歴や業績などの「代議員資格審査基準」はありますか？

回答:

会員歴や年齢、業績などの「代議員資格審査基準」は設けていませんので、当会の会員で年会費の納入がされていれば、どなたでも代議員になる資格があります。

代議員制度は、ひとりの代議員がひとつの立場で代議員の役割を果たすことではありません。ある時は若い世代の立場として、ブロックの立場として、男性や女性の立場として、専門領域の立場として、そしてある時は愛知県臨床工学技士会全体の立場として、社員総会で意見を述べるすることができます。世代や性別、領域、地域に偏りなく代議員が選出されることは、当会全体の活動の活性化につながると考えています。

質問3:代議員は、定期的な会議や活動はあるのでしょうか？

回答:

代議員として、定期的な会議や活動はありません。代議員の基本的な役割は、「社員総会に出席すること」と、「社員総会において議決権を行使すること」の2つです。

当会の社員総会に出席し、議案(活動報告、活動計画、役員改選、定款変更など)に対して、

審議し賛否を表明することです。また、会員から当会に関する要望などを代議員として精査し、発言することも役割の1つです。

質問4:代議員の任期について、教えてください。

回答:

任期は2年です。任期終了後に引き続き代議員選挙に立候補することができます。